

土壌・地下水汚染を防止するために — 県民の生活環境の保全等に関する条例 —

特定有害物質*による土壌・地下水汚染は、放置すれば地下水の飲用などによって人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されます。このため、愛知県では、土壌汚染対策法（以下「法」という。）による規制のほか、『県民の生活環境の保全等に関する条例』（以下「条例」という。）において、施設の点検の努力義務、特定有害物質等取扱事業所**における調査義務、汚染判明時の拡散防止に関する措置、土地の形質の変更時の調査義務等について規定し、土壌・地下水汚染対策を行っています。



* 「特定有害物質」とは、土壌・地下水に含まれることによって人の健康・生活環境に係る被害を生ずるおそれがある以下の**26物質**をいいます。

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物 12物質)
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等9物質)
シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、有機りん化合物	第3種特定有害物質 (農薬等5物質)

「特定有害物質等」とは、特定有害物質を含む固体や液体をいいます。

** 「特定有害物質等取扱事業所」とは、特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所をいいます。

規定の概要

(1) 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務 (第36条)

特定有害物質等を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。



(2) 特定有害物質等を取り扱う施設の点検 (第37条)

特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設の点検をするよう努めなければならない。

(3) 土壌汚染等対策指針の策定等 (第38条)

知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査並びに汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針(愛知県土壌汚染等対策指針*。以下「指針」という。)を定め、公示するものとする。

* 愛知県土壌汚染等対策指針

調査方法や汚染が判明した場合の措置等に関し、以下の内容を定めています。

- ①土地の形質変更時における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等調査の方法等
- ②汚染状況の調査(概況調査)の調査対象物質、調査対象地、調査の方法等
- ③汚染が判明した場合の応急措置の方法
- ④汚染の除去等の措置(第41条で措置を命じられた場合)の方法
- ⑤汚染の拡散を防止するための措置の方法
- ⑥リスクコミュニケーションの推進及び環境保全対策の実施内容

(4) 特定有害物質等取扱事業所における調査義務等 (第39条)

ア 特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所(特定有害物質等取扱事業所)の設置者(特定有害物質等取扱事業者)は、土壌及び地下水の汚染の状況の調査(以下「土壌汚染等調査」という。)を指針に従って行うよう努めなければならない。

イ 特定有害物質等取扱事業所(*に限る)の全部又は一部を廃止(Q&A参照)しようとするときは、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。



* 義務の対象となる特定有害物質等取扱事業所

(ただし、平成22年9月30日以前に特定有害物質等の取り扱いをやめた場合は、調査義務の対象外)

- ・水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業所(法で調査される土地を除く)
- ・地下タンクでガソリンを貯蔵または取り扱う事業所(ガソリンスタンド等)

ウ 土壌・地下水汚染のおそれがあるときは、知事は特定有害物質等取扱事業者に対し、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

エ 土壌・地下水汚染のおそれがあり、特定有害物質等取扱事業者による調査が行われないときは、知事は土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）に対し、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

＜法と条例における調査義務規定の比較＞

	法第3条第1項	条例第39条第2項
調査の契機	有害物質使用特定施設※の廃止時 （※ 水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、特定有害物質を製造・使用・処理するもの）	特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部の廃止時 ・水質汚濁防止法に規定する特定施設で特定有害物質を使用していなくても他で使用があれば実施 ・特定施設が廃止されなくても実施
調査実施者	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者
調査対象地	事業場全体	廃止される事業場敷地
調査対象項目	過去の土壌汚染状況調査の結果や、特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ選定。	

(5) 土地の形質の変更をしようとする者の義務等（第39条の2）

ア 土壌の移動に伴う汚染の拡散等の未然防止の観点から、一定規模以上の土地の形質の変更*を行う者は、その土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況等を事前に調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

* 対象となる「土地の形質の変更」は、掘削、盛土、切土の別を問わず、形質の変更の部分の面積が次の①又は②の面積以上となる場合です。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合は、対象外です。

①有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地においては、900m²

②それ以外の土地では、3,000m²

イ 知事は、土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるときは、土地所有者等に対し土壌汚染等調査を行い、その結果を知事に報告するよう求めることができる。

＜法と条例における土地の形質の変更に関する届出等の比較＞

	法第4条第1項	条例第39条の2第1項
内容	土地の形質の変更に関する届出	地歴調査結果の報告
義務者	土地の形質の変更をしようとする者 土地の形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者。 ・土地の所有者と開発業者等の関係では、主に開発業者等が該当。 ・工事の請負の発注者と受注者の関係では、計画の内容を決定する者が該当。	
対象となる土地の形質の変更の規模	・土地の形質の変更の部分の面積が次の①又は②の面積以上 ①有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地：900m ² ②それ以外の土地：3,000m ² 形質変更の内容が盛土のみである場合には届出・報告は不要。 （一部でも掘削を伴う場合は、全体が届出・報告の対象となる） ・対象となる土地の形質変更を行う場合は、法・条例の両方の手続きが必要。	
期限	着手する日の30日前までに届出	着手する日までに報告
必要書類	・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6） ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ・登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（届出者と土地の所有者が同一の場合は不要） ＜必要に応じて添付＞ ・土地の形質の変更をしようとする場所の位置図 ・土地の形質の変更の範囲（盛土・掘削の範囲がわかるもの）の地番がわかる図面	・過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書（様式第32） ・地歴調査結果 1 土地の利用の履歴 （1）地図（住宅地図、地形図等） （2）航空写真 （3）土地の登記事項証明書、公図 （4）その他の情報 2 1により特定有害物質等取扱事業所の設置のおそれが判明した場合は、別途追加調査資料の添付が必要
届出・報告後の規定	知事は、土壌汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を命ずることができる。	知事は、土壌・地下水汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を求めることができる。
届出・報告が不要な行為	1 次のいずれにも該当しない行為 イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。 2 農業を営むために通常行われる行為であって、1のイに該当しないもの 3 林業の用に供する作業路網の整備であって、1のイに該当しないもの 4 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 5 基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更	

(6) 土壌・地下水汚染が判明した場合の汚染の拡散防止のための措置等 (第40条)

ア 法及び条例の規定により調査をした結果、土壌又は地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準。7ページ参照。）に適合しないことが明らかになったときは、特定有害物質等取扱事業者又は土地所有者等（条例の規定により土壌汚染等調査を実施した者又は法の規定により土壌汚染状況調査を行わせた者）は、直ちに指針に従って汚染の拡散防止のための応急措置*を行うとともに、汚染の状況、応急措置の内容等を知事に届け出なければならない。

* 応急措置の例

- 土壌溶出量基準又は地下水基準に適合しない場合
→不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断
- 土壌含有量基準に適合しない場合
→立入禁止柵の設置



イ アの届出を行った者又は土地所有者等は、指針に従って汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置（以下「拡散防止措置」という。）を講ずるとともに、措置が完了したときは知事に届け出なければならない（当該土地が法で規定する「要措置区域」に指定された場合を除く。）。

ウ アの届出を行った者以外に汚染原因者が存在する場合は、知事はその者に対し拡散防止措置を講ずるよう求めるものとする（汚染者負担原則*）。

* 汚染者負担原則（PPP：Polluter-Pays Principle）

公害防止のために必要な対策を取ったり、汚された環境を元に戻したりするための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方をいいます。

(7) 汚染の原因者に対する措置命令等 (第41条)

ア 知事は、土壌又は地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、人の健康被害を生じ、又は生ずるおそれがある場合は、汚染原因者である特定有害物質等取扱事業者に対し、指針に従って汚染の除去等の措置を定めた計画書（土壌汚染等処理計画書）を作成し、これに基づき措置を講ずるよう命令できる。



イ 汚染の除去等の措置命令を受けた事業者は、土壌汚染等処理計画書を知事に提出するとともに、措置が完了したときは届け出なければならない。

(8) 汚染の状況等の公表 (第42条)

知事は、土壌・地下水汚染に関する報告又は届出があった場合で、人の健康又は生活環境に係る被害防止のため必要と認めるときは、汚染の状況等について公表するものとする。

(9) **勸告** (第43条)

知事は、条例の規定を遵守していないと認めるとき、又は知事の求めに応じない者があるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(10) **適用除外** (第44条)

次の土地には条例の土壤・地下水汚染に関する規定は適用しない。

- ① 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第2条第1項に規定する農用地
- ② 法第6条第1項の規定により指定された要措置区域内の土地
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設*の存する土地

* 規則で定める施設

廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び鉱山保安法に規定する鉱山等に設置されている施設のことをいいます。

(11) **自主調査に係る報告等** (第45条)

ア 法や条例の規定によらず(自主的に)、指針に従って土壤汚染等調査を行った者は、土壤・地下水汚染が判明した場合は、知事に報告するよう努めなければならない。

イ 報告を受けた場合は、知事は、報告を行った者又は土地所有者等に対し必要な助言を行うことができる。

自主調査における調査の方法を指針で示すとともに、自主調査で土壤・地下水汚染が判明した場合に行政が一定の関与を行うことを規定しています。

(12) **汚染土壤処理業に係る生活環境影響調査の実施等** (第45条の2)

ア 汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤を処理することに伴う生活環境影響調査を行い、その調査結果書並びに調査結果を勘案して作成した汚染土壤の処理の事業に関する計画書を提出しなければならない。

イ 知事は、提出された計画書について、生活環境の保全上の見地からの意見を述べるものとする。

ウ アの規定により提出した者は、汚染土壤の処理の事業に知事の意見を反映させるよう努めなければならない。

土壤汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	分類
クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	
トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	
ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	第2種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	
水銀及びその化合物	水銀が0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	第3種特定有害物質 (農薬等)
チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	

- ・ **土壤溶出量基準**：土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム (mg/L) で表します。
- ・ **土壤含有量基準**：土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1キログラム中のミリグラム (mg/kg) で表します。
- ・ **地下水基準**：地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム (mg/L) で表します。

(これらの基準は、法施行規則で定める基準と同じ値です。)

法と条例の概要の比較

	法	条例（土壌・地下水）
目的	人の健康の保護	人の健康の保護 生活環境の保全
調査や措置の対象	土壌	土壌及び地下水
対象物質及び基準	鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質	
	土壌溶出量基準、土壌含有量基準	土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準
未然防止のための措置	なし（個別法対応）	地下浸透等の禁止 施設の点検等
実施すべき調査の性質	義務	努力義務又は義務
義務者	土地所有者等 土地の形質の変更を行う者	特定有害物質等取扱事業者 土地所有者等 土地の形質の変更を行う者
基準不適合の場合の知事の対応	健康被害を生ずるおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定	汚染の状況等を公表
措置の実施等	要措置区域においては、汚染除去等計画の作成及び提出を指示	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の拡散を確実に防止するための措置の実施の義務 健康被害を生ずるおそれがある場合は、汚染原因者である特定有害物質等取扱事業者に汚染の除去等の措置を命令

Q 特定有害物質等取扱事業所の一部又は全部の廃止とはどのようなときをいうのか。

A 特定有害物質等取扱事業所の廃止とは、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所の事業を廃止することです。一部の廃止とは、当該敷地の土地を切り売りする場合等が該当します。

なお、施設の老朽化等による更新のために当該施設を撤去する場合や、これまで行っていた事業の業態を廃止する場合（当該土地が一時的に更地となっている場合を含む）であっても、当該事業者（特定有害物質等取扱事業者）が、当該土地で引き続き同一若しくは他の業態の事業を営む場合については、特定有害物質等取扱事業所の廃止とはなりません。

ただし、当該土地を更地とし何も事業を行わない場合や、土地や設備の売却又は返還によりそれ以降の事業を行う権限を有しなくなる場合等は事業所の廃止となり、調査及び報告の義務が生ずることとなります。

Q 土地の形質の変更を行おうとする者が行う過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等調査（履歴調査）は、何年前まで遡ればよいか。

A 過去とは何年前までと決めることはできませんが、土壤汚染等対策指針において容易に入手できる範囲内で調査することが求められています。（目安として、昭和 20 年（1945 年）頃まで）

具体的には、それ以前の土地の利用がなされていない（山林等）又は農用地としての利用のみである時点まで遡れば足りるものとします。

Q 土地の形質の変更を行う部分の面積は、どのようにとらえればよいか。

1 期計画、2 期計画がある場合や土地区画整理のようにできるところから手をつけるような事業はどのように考えるのか。

A 土地の形質の変更を行う部分の面積は、土地の形質の変更を行おうとする者が具体的な計画を定めた段階における実際に土地の形質の変更（掘削と盛土の別を問わない）をする場所の面積です。

同一の手続きにおいて調査・報告されるべき土地の形質の変更については、同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。土壤汚染等調査の機会をできるだけ広く捉えようとする趣旨から、同位置の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に勘案し、土地の形質の変更の部分の面積が合計して対象面積以上となる場合には、まとめて一の行為とみて、調査・報告の対象とすることが望ましいです。

ただし、1 期計画、2 期計画と区分されている場合であって、各計画が事業認可等で明確に分かれている場合等については、計画ごとに調査・報告を行うことも可能です。

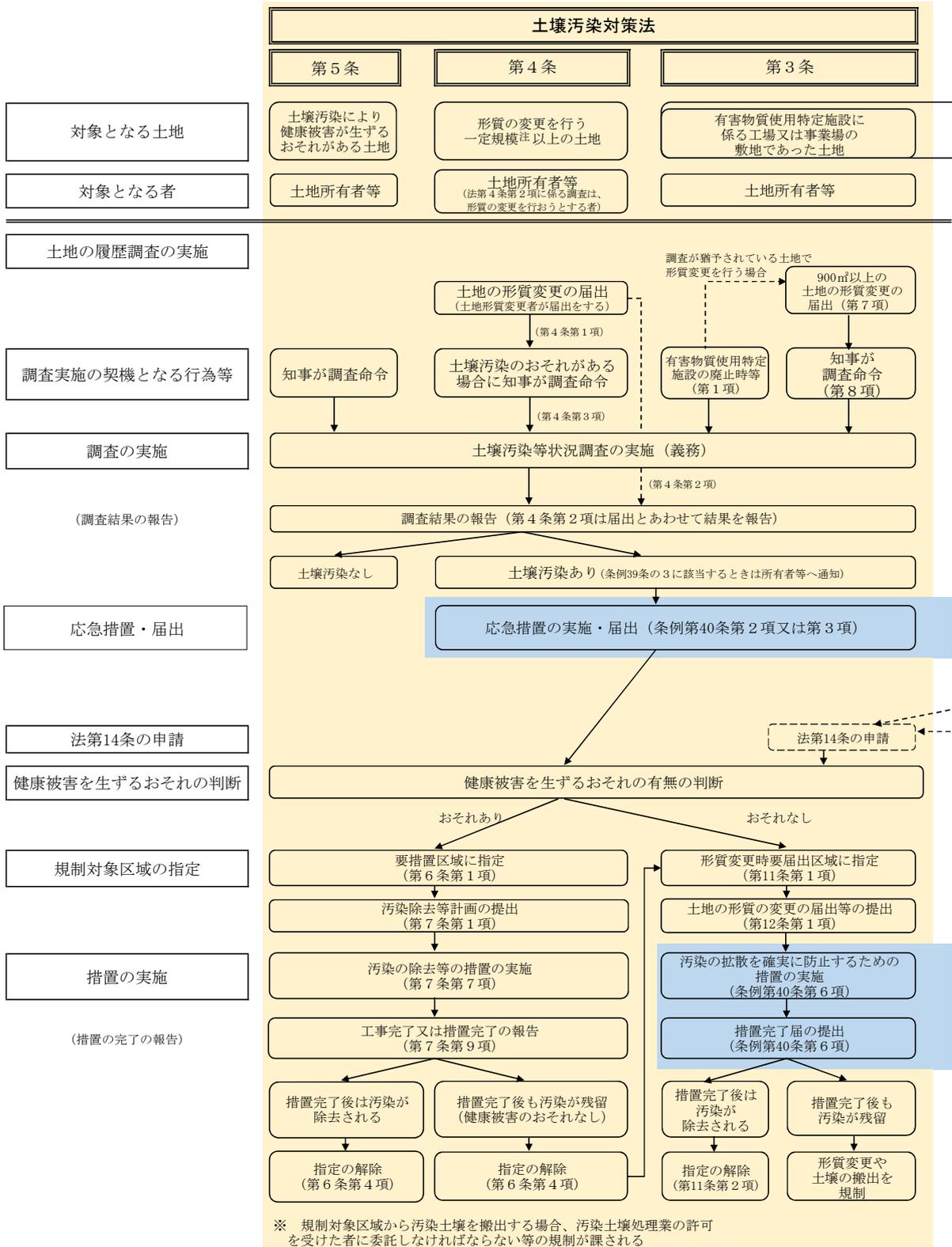
Q 届出様式はどこで入手できますか。

A 下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047870.html>

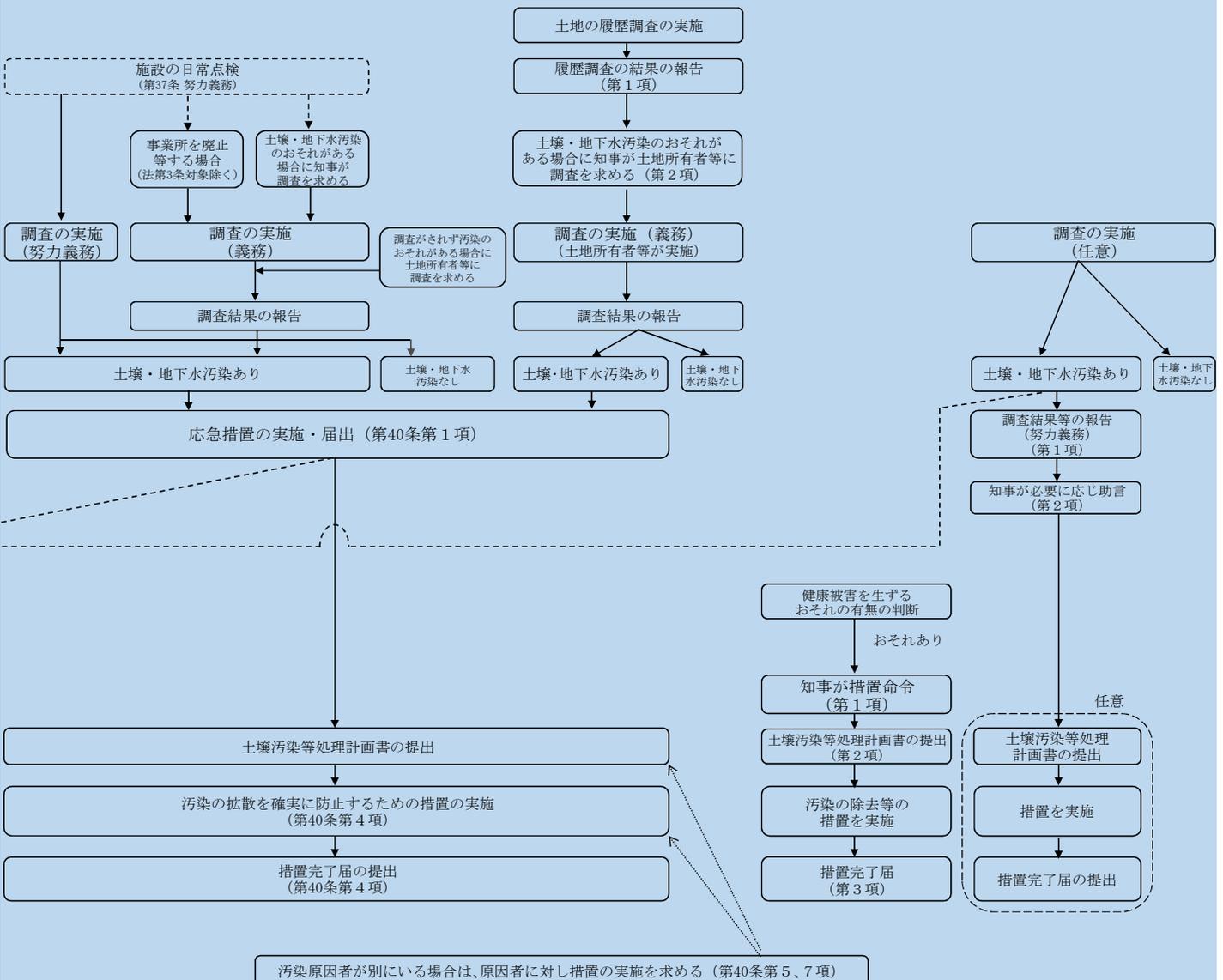
また、県の窓口（12 ページ参照）においても入手できます。

土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の仕組み



県民の生活環境の保全等に関する条例

第39条第1項	第39条第2項	第39条第3項	第39条第4項	第39条の2	第41条	第45条
特定有害物質等取扱事業者が設置されている土地				形質の変更を行う一定規模以上の土地	土壌・地下水汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地	法及び条例に基づく調査義務の対象外となる土地
特定有害物質等取扱事業者			土地所有者等	土地形質変更者 土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者	自主調査の実施者 (又は土地所有者等)



※法で規定する規制対象区域以外の土壌汚染が判明した土地から汚染された土壌を搬出する場合、法の運搬基準を遵守することや、管理票を使用することについて指針にて規定する

注 一定規模について
有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地においては、900㎡
それ以外の土地では、3,000㎡（法第3条第7項の対象を除く）

報告・届出及び相談の窓口

機関名	所在地	電話番号	管轄する地域
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254	犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、 清須市、北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町
		052-961-7255	瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明 市、日進市、長久手市、東郷町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 (代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知 多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875	西尾市、幸田町
		0564-27-2876	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494	みよし市
名古屋市役所 環境局地域環境対策部 地域環境対策課 有害化学物質対策係	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	052-972-2677	名古屋市*
豊橋市役所 環境部環境保全課	〒440-8501 豊橋市今橋町1	0532-51-2390	豊橋市
岡崎市役所 環境部環境保全課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9	0564-23-6194	岡崎市
一宮市役所 環境部環境保全課	〒491-0201 一宮市奥町字六丁山8	0586-45-7185	一宮市
春日井市役所 環境部環境保全課	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6217	春日井市
豊田市役所 環境部環境保全課	〒471-8501 豊田市西町3-60	0565-34-6628	豊田市

* 名古屋市内については、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）」が適用となります。詳しくは、名古屋市までお問い合わせください。

条例及び規則等の本文は、愛知県環境局のWEBページに掲載しています。

発 行 者

愛知県環境局環境政策部 水大気環境課 (水・土壌規制G)	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話 052-954-6222、6225 (ダイヤルイン)	WEBページ https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ 電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(令和元年7月発行)